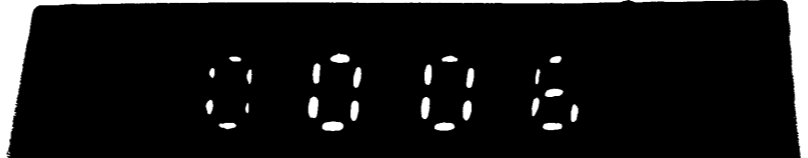


朝鮮ニシテハ...

第六章 間諜地方ニ於ケル匪賊ノ活動狀況

第一節 民族派鮮匪及馬賊ノ活動狀況

明治四十二年九月間島協約締結ニ伴ヒ我統監府派出所撤退セララル  
ヤ俄カニ保護者ヲ失ヒタル同地居住朝鮮人ノ惶惑甚シキモノアリ新  
ニ設置セラレタル我總領事館ニ對シテモ信賴ノ念未タ厚カラス他方  
支那官憲カ新ニ獲得セル支配權ヲ擅ニシテ在任鮮人ニ臨ミ親日者ハ  
之ヲ虐ケ排日親支ノ徒ハ之ヲ優遇スルノ態度ヲ執リタル結果之ヲ喜  
フ者モ之ヲ厭フ者モ靡然トシテ支那官憲ノ庇護ノ下ニ走ラムトスル  
ノ情勢ヲ馴致セリ殊ニ翌四十三年日韓合併成ルヤ在任朝鮮人間ニ排  
日ノ氣聲頓ニ昂リ合併ニ不平ヲ抱ク徒輩相亞イテ境外ニ走リ韓國光  
復ヲ企ツルニ及ンテハ民心益々惡化シ韓國ノ滅亡ニ同情ヲ抱ク支那



第五章 間島ニ於ケル我警察權行使ニ關スル方針

大正四年滿蒙ニ關スル日支新條約成立ニ伴ヒ帝國ニ於テ間島協約ノ一部カ新條約ニ依リテ當然失效セルモノト解シ間島在任朝鮮人ニ對シ一律ニ我法權ヲ及ホスノ方針ヲ執リタル結果支那政府ハ間島全人口ノ約八割ヲ占ムル朝鮮人ニシテ悉ク我節度ニ服スルニ至ラハ我勢力必然同地方ニ急侵シ終ニ間島協約ニ依リ獲得セル領土權ヲ有名無實ナラシムルニ至ルヘキヲ憂慮シ其ノ對抗策トシテ一面帝國政府ニ向テ法理上ヨリ間島協約カ新條約ニ依リ何等影響ヲ受ケサルコトヲ強硬ニ主張スルト同時ニ他面朝鮮人ニ對スル各種ノ施設ニ依リ其ノ勢力ノ維持ニ腐心スルニ至レリ其ノ著例ヲ擧クレハ次ノ如シ

(一) 歸化鮮人ニシテ名望アル者ヲ辨事員ニ任命シ各地ニ配置シテ教育

テリタリ  
 必要ニ交際ヲ重クシテ其ノ法員ニ對テスルニ自國ノ法員ニ對テスルニ同  
 等ノ禮儀ヲ示シテ其ノ法員ニ對テスルニ自國ノ法員ニ對テスルニ同

(一) 朝鮮人ニモテ... 朝鮮人ニ對シテハ... 朝鮮人ノ主權ハ... 朝鮮人ノ教育ハ... 朝鮮人ノ職業ハ... 朝鮮人ノ政治ハ... 朝鮮人ノ法律ハ... 朝鮮人ノ宗教ハ... 朝鮮人ノ風俗ハ... 朝鮮人ノ習慣ハ... 朝鮮人ノ言語ハ... 朝鮮人ノ文字ハ... 朝鮮人ノ藝術ハ... 朝鮮人ノ科學ハ... 朝鮮人ノ文學ハ... 朝鮮人ノ歷史ハ... 朝鮮人ノ地理ハ... 朝鮮人ノ政治ハ... 朝鮮人ノ法律ハ... 朝鮮人ノ宗教ハ... 朝鮮人ノ風俗ハ... 朝鮮人ノ習慣ハ... 朝鮮人ノ言語ハ... 朝鮮人ノ文字ハ... 朝鮮人ノ藝術ハ... 朝鮮人ノ科學ハ... 朝鮮人ノ文學ハ... 朝鮮人ノ歷史ハ... 朝鮮人ノ地理ハ...

其他地方行政ヲ助ケシムル外 朝鮮人間ノ紛争和解等ヲ掌ラシメ且 朝鮮人ヲシテ成ルヘク支那ノ法權ニ服スル様勸誘セシメタリ又從來 朝鮮支人間ノ紛争ニ對シテハ兎角支那人側ニ有利ノ措置ヲ爲ス傾向アリタルヲ改メテ正當ノ理由アルモノハ 朝鮮人ノ主張ヲ容レ且敏速ニ 判決ヲ與フル等 朝鮮人一般ノ人心收攬ニ意ヲ用ヒタリ (二) 間島在住 朝鮮人ニ對シテ劃一 墾民教育辦法ナルモノヲ設ケテ 支那國民教育ヲ強制スルノ方針ヲ採ルト共ニ 變通改良私塾辦法ヲ設ケ 私立私塾ニ對シ一定ノ取締ヲ爲シ且相當ノ補助金ヲ下附スルコトトシ 尙支那官立學校ニシテ 朝鮮人兒童ヲ收容スルモノニ對シテハ 學識人望アル教員ヲ撰擇スル等ノ力擴張ニ意ヲ用ヒ 同時ニ 朝鮮人私立學校ニシテ前記教育辦法ニ從ハサルモノニ對シテハ 極力壓迫ヲ加ヘ其ノ閉



被告ノ主張ニ對シテハ法理上間島協約ノ效力存續スルモノナリトノ  
 支那側主張ヲ論駁スルト共ニ前記支那側鮮人懷柔策ニ對抗スル爲領  
 事館ノ裁判制度ヲ改善シ鮮人教育機關ヲ充實シ其ノ他衛生、金融、  
 産業等各方面ニ向ツテ適切ナル施設ヲ爲シ以テ鮮人ノ安定ニ資スル  
 ノ策ニ出ツルト共ニ理論上モ實際上モ支那側ノ妨害ヲ嚴ニ排除スル  
 ノ態度ニ出テタルヲ以テ結局支那側ニ於テモ此上執拗ニ我法權ノ行  
 使ニ妨害ヲ加フルノ無益ナルヲ悟リタルモノノ如ク大正五年六月頃  
 延吉道尹ハ我總領事ニ對シ兩國ノ間ニ條約問題ノ解決ヲ見ルマテハ  
 便宜ノ措置トシテ各々其ノ認ムル所ニ依リ法權ヲ執行シ互ニ妨害ヲ

被告人ヲ庇護シ甚シキニ至リテハ我警察官カ刑事被告人押送ノ途  
 中之カ奪取ヲ試ムル等ノ行動ニ出テタリ  
 右ニ對シ我方ニ於テハ法理上間島協約ノ效力存續スルモノナリトノ  
 支那側主張ヲ論駁スルト共ニ前記支那側鮮人懷柔策ニ對抗スル爲領  
 事館ノ裁判制度ヲ改善シ鮮人教育機關ヲ充實シ其ノ他衛生、金融、  
 産業等各方面ニ向ツテ適切ナル施設ヲ爲シ以テ鮮人ノ安定ニ資スル  
 ノ策ニ出ツルト共ニ理論上モ實際上モ支那側ノ妨害ヲ嚴ニ排除スル  
 ノ態度ニ出テタルヲ以テ結局支那側ニ於テモ此上執拗ニ我法權ノ行  
 使ニ妨害ヲ加フルノ無益ナルヲ悟リタルモノノ如ク大正五年六月頃  
 延吉道尹ハ我總領事ニ對シ兩國ノ間ニ條約問題ノ解決ヲ見ルマテハ  
 便宜ノ措置トシテ各々其ノ認ムル所ニ依リ法權ヲ執行シ互ニ妨害ヲ



又ニ警察官ノ職員又警察官ノ訓練ヲ實行シ其ニ並ニ並開警察  
 官合應進支隊ノ任ノニ警隊ノ進ハキハキニ警ヲ備置相新ノ限  
 科ノ警察士同職式ノ治安規程尙違々守ノハキニ警サハキニ警一ノ  
 々在共ニ必要ノ訓練ニ警察官ノ訓練マ行ハキハキニ警隊警察  
 隊モキハキニ以テ大正六年以來警察官訓練及補充令ニ警隊官ノ職員マ行  
 下ス安撫隊ノ警察士又警察官人等並ニ並進スハキニ警隊ニ並マ  
 然レ共其ノ間裏面ニ並マキ支隊警察官ノ訓練規程ノ進進ハ並然  
 入ノ警隊警察官ノ  
 夫ニ警察官ノ訓練ニ並マ其ノ訓練マ行ハキハキニ警隊警察  
 隊モキハキニ以テ大正六年以來警察官訓練及補充令ニ警隊官ノ職員マ行  
 下ス安撫隊ノ警察士又警察官人等並ニ並進スハキニ警隊ニ並マ  
 然レ共其ノ間裏面ニ並マキ支隊警察官ノ訓練規程ノ進進ハ並然  
 入ノ警隊警察官ノ

事館ノ警察組織ニ改善ヲ加ヘ大正十年三月其ノ任務トシテ一般警察  
 事項ノ外特ニ不逞鮮人ノ言動ヲ查察シ之カ取締及檢舉ヲ主眼トシ我  
 威力ヲ示スト共ニ一面支那側ノ行動ヲ監視スルコトヲ指令スル所ア  
 リタリ(別紙第一號)  
 以上ノ如キ我カ警察力ノ擴張ニ對シテハ支那側ニ於テ益々不安ヲ感  
 スルニ至レルモノノ如ク中央及地方官憲ヨリ頻リニ抗議シ來レルモ  
 我方ニ於テハ地方治安ニ對スル支那側官憲ノ無能力ヲ唯一ノ理由ト  
 シテ斷然之ヲ拒絕スルト同時ニ他面出來得ル限り問題ヲ起ササル見  
 地ヨリ警察權ノ行使ニ當リテハ特ニ重大ナル政治犯ノ檢舉其他已ム  
 ラ得サル場合ノ外ハ成ルヘク手心ヲ加フル方針ヲ執リ又商埠地外ニ  
 於ケル分署モ支那側ノ神經ヲ刺戟スルコトヲ防止スル爲メ常設的名

策ヲ以テ公署ヲ支派員ノ輔導ニ資スルコトヲ期シ其結果尙  
 可謂ヤ其聯合ノ在ハ頗ルハハ平心ヲ賦テ以テ長ヲ導リ又師範科  
 設メリ警察署ハ警備ニ當リテハ極ニ重大ナル職務ニ歸シ其  
 必要ニ應ジテ訓練スルニ固執シ訓練員出資スル等ノ問題ヲ極  
 力ニ解決セシメ以テ官式ニ據ルハ支派員可蒙リ補助セシメ  
 スルニ至ルヲ以テハ中央及地方官署ニ於テ是ノ訓練ヲ修ムル  
 以上ノ賦ヲ爲シ警察員ノ職能ニ據ルハ支派員ニ強ク小安マ  
 リトシ（原簿第一號）  
 強クモ示スト共ニ一面支派員ノ警備ヲ指導スルコトヲ期シ  
 警察員ノ不感親人ノ言譴ヲ容納セシメ又訓練員及指導員  
 等ノ警察員ニ對シテ是等ノ賦ハ大至十年三月長ノ訓練員  
 一號ヲ設ク

稱ヲ避ケ臨時的派遣ノ形式ヲ執ル等周到ノ用意ヲ以テ實質上我警察  
 ノ基礎ヲ固ムルコトニ努メタリ  
 斯ノ如クニシテ支那側トノ關係ハ始終反目ヲ續ケタルモ陶延吉道尹  
 在職中ハ其ノ人格平和的ニシテ其ノ態度モ概ネ微温的ナリシト共ニ  
 地理上中央政府ノ注意行届カサリシ關係上地方的ニハ幾多ノ事故ノ  
 發生ヲ免レサリシト雖多クノ場合平穩裡ニ解決シ其後大體ニ於テ無  
 事ニ経過シタルモ昭和三年九月陶道尹卒去シ同年十一月新任延吉道  
 尹章啓槐着任シテ我警察機關ノ充實セル現狀ヲ目撃シ頗ル脅威ヲ感  
 シタルモノノ如ク直チニ管下各縣知事ニ訓令シテ我警察權ノ行使ニ  
 對スル對抗方法ヲ指示シ（別紙第二號）同年十二月廿九日東三省ノ  
 易職ニ伴フ吉林省政府改組ノ結果道尹制撤廢セララルト共ニ章カ省







支那警察官ノ制服着用ニ反對シツツアルカ如キ其ノ著例ナリ從  
 來我カ領事裁判權行使ニ當リテハ開放地以外ニ於テモ屬人的ニ我カ  
 警察權ヲ及ホシタル事例尠カラス支那側モ多クノ場合之ヲ默認シテ  
 其間殆ント大ナル紛擾ヲ見ルコト無クシテ經過シタル次第ナルモ最  
 近ニ於テハ我カ警察權ニ對スル無關心ノ態度頓ニ改マリ殊ニ未開放  
 地ニ於テハ強硬ニ之ヲ排斥スルノ風濃厚ヲ加フルニ至レリ右ハ畢竟  
 對外不平等關係ヨリ脱却セムトスル支那側ノ牢固タル根本主張ノ發  
 露ニ外ナラサルヘク從テ我方ニ於テ強ヒテ之ヲ爭フニ於テハ支那側  
 ヲシテ反動的ニ益々其ノ態度ヲ硬化セシメ擅ニ我カ權益ヲ破壞スル  
 ノ暴舉ヲ激發スルニ終ハルヘキコト想察ニ難カラス他面治外法權乃  
 至領事裁判權ノ撤廢モ殆ント時期ノ問題ニシテ早晚其ノ機到來ヲ見

支那警察官ノ制服着用ニ反對シツツアルカ如キ其ノ著例ナリ從  
 來我カ領事裁判權行使ニ當リテハ開放地以外ニ於テモ屬人的ニ我カ  
 警察權ヲ及ホシタル事例尠カラス支那側モ多クノ場合之ヲ默認シテ  
 其間殆ント大ナル紛擾ヲ見ルコト無クシテ經過シタル次第ナルモ最  
 近ニ於テハ我カ警察權ニ對スル無關心ノ態度頓ニ改マリ殊ニ未開放  
 地ニ於テハ強硬ニ之ヲ排斥スルノ風濃厚ヲ加フルニ至レリ右ハ畢竟  
 對外不平等關係ヨリ脱却セムトスル支那側ノ牢固タル根本主張ノ發  
 露ニ外ナラサルヘク從テ我方ニ於テ強ヒテ之ヲ爭フニ於テハ支那側  
 ヲシテ反動的ニ益々其ノ態度ヲ硬化セシメ擅ニ我カ權益ヲ破壞スル  
 ノ暴舉ヲ激發スルニ終ハルヘキコト想察ニ難カラス他面治外法權乃  
 至領事裁判權ノ撤廢モ殆ント時期ノ問題ニシテ早晚其ノ機到來ヲ見

ルヘキ現状ニ於テハ出來得ル限り支那側トノ衝突ヲ避ケ我カ既成事實ノ維持ニ努ムルヲ以テ得策トスヘシ

第二ニ間島地方ニ於ケル我カ警察機關ハ大正四年條約成立後ニ於ケル支那官憲ノ在留朝鮮人ニ對スル壓迫並彈春事件及頭道溝事件等ニ依リ曝露セラレタル匪賊不逞鮮人等ニ因ル治安紊亂狀態ニ對スル自衛及圖們江國境警備ノ必要上漸次充實擴張セラレ今日ニ至リタルモノナルカ開放地外ニ對スル分署ノ設置ニ付テハ何等條約上正當ノ理由無キモ治安維持ニ關スル支那官憲ノ無能力ニ鑑ミ居留民ノ保護取締ノ爲自衛上已ムヲ得サル必要ヨリ生シタル慣行ヲ唯一ノ理由トシテ今日迄支那側ノ抗議ニ對抗シ來リタル次第ナルヲ以テ前記ノ如キ自衛ノ必要已マサル以上輕々ニ斯クノ如キ方針ヲ拋棄スルコトヲ得

支那官憲ノ在留朝鮮人ニ對スル壓迫並彈春事件及頭道溝事件等ニ依リ曝露セラレタル匪賊不逞鮮人等ニ因ル治安紊亂狀態ニ對スル自衛及圖們江國境警備ノ必要上漸次充實擴張セラレ今日ニ至リタルモノナルカ開放地外ニ對スル分署ノ設置ニ付テハ何等條約上正當ノ理由無キモ治安維持ニ關スル支那官憲ノ無能力ニ鑑ミ居留民ノ保護取締ノ爲自衛上已ムヲ得サル必要ヨリ生シタル慣行ヲ唯一ノ理由トシテ今日迄支那側ノ抗議ニ對抗シ來リタル次第ナルヲ以テ前記ノ如キ自衛ノ必要已マサル以上輕々ニ斯クノ如キ方針ヲ拋棄スルコトヲ得







ニ目立タサル方法ヲ講スルコト

以上ノ如キ方法ヲ講シタルニ拘ラス支那官憲ニ於テ我カ警察權ノ執行ヲ妨害シ殊ニ實力ニ依リ阻止セムトスルカ如キ場合アルモ甚シク我カ權利及立場ヲ毀損シ將來ニ惡例ヲ貽スカ如キ虞ナキ限り成ルヘク妥協的方法ニ依リ穩便解決ヲ計リ必要已ムヲ得サル場合ノ外ハ實力ニ依ル對抗手段ヲ執ラサルコト

然ルニ其後支那側ノ我方ニ對スル態度益々惡化シ昭和四年五月一日局子街分館署員四名カ鮮人強盜犯二名押送中琿春縣横山子ニ於テ支那巡警六名ニ奪取セラレタル事件、同年十月二十日同分館署員四名カ犯罪被疑鮮人押送ノ途中延吉縣朝陽川ニ於テ支那巡警及勞働者ヨリ暴行ヲ受ケタル事件、昭和五年二月二十三日銅佛寺分署員五名カ

（四）... 鮮人ノ... 強盜... 押送... 延吉... 銅佛...  
 （五）... 朝鮮... 警察... 官憲... 妨害... 執行...  
 （六）... 妥協... 方法... 妥協... 解決...  
 （七）... 實力... 對抗... 手段... 執行...  
 （八）... 態度... 惡化... 昭和... 局子...  
 （九）... 同分... 署員... 四名... 奪取...  
 （十）... 延吉... 朝陽... 川ニ... 支那...  
 （十一）... 巡警... 及勞... 働者... 暴行...  
 （十二）... 昭和... 五年... 二月... 二十...  
 （十三）... 三日... 銅佛... 寺分...  
 （十四）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （十五）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （十六）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （十七）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （十八）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （十九）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （二十）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （二十一）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （二十二）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （二十三）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （二十四）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （二十五）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （二十六）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （二十七）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （二十八）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （二十九）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （三十）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （三十一）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （三十二）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （三十三）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （三十四）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （三十五）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （三十六）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （三十七）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （三十八）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （三十九）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （四十）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （四十一）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （四十二）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （四十三）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （四十四）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （四十五）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （四十六）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （四十七）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （四十八）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （四十九）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （五十）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （五十一）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （五十二）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （五十三）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （五十四）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （五十五）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （五十六）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （五十七）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （五十八）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （五十九）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （六十）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （六十一）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （六十二）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （六十三）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （六十四）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （六十五）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （六十六）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （六十七）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （六十八）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （六十九）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （七十）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （七十一）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （七十二）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （七十三）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （七十四）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （七十五）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （七十六）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （七十七）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （七十八）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （七十九）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （八十）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （八十一）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （八十二）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （八十三）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （八十四）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （八十五）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （八十六）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （八十七）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （八十八）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （八十九）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （九十）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （九十一）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （九十二）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （九十三）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （九十四）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （九十五）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （九十六）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （九十七）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （九十八）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...  
 （九十九）... 事件... 銅佛... 寺分...  
 （百）... 署員... 五名... 暴行... 受ケ... タル...





鮮匪檢舉ノ爲延吉縣細鱗河ニ出動シタル際鮮匪ノ爲射撃セラレテ内  
 二名負傷シ(支那側保衛團タルノ疑アリ)支那警察ノ妨害ノ爲メ手  
 遅レトナリ一名ハ遂ニ死亡スルニ至リタル事件、同年四月十九日太  
 拉子分署ニ保護中ノ鮮人娼妓奪取ノ爲メ同人情夫ノ煽動ニ依リ押寄  
 セタル支那人暴民カ支那巡警ノ制止無カリシ爲署内ニ侵入シ同署長  
 ニ暴行負傷セシメタル事件、同年五月六日龍井村ニ於テ總領事館鮮  
 人巡查カ鮮支人ノ喧嘩取鎮メニ向ヒタル際支那巡警ニ殴打セラレタ  
 ル事件、同日同地ニ於テ我陸軍連絡將校事務員カ領事館警察官ト誤  
 認セラレ支那巡警數名ニ殴打セラレ負傷シタル事件等相踵イテ起リ  
 支那軍警ノ我方ニ對スル舉措甚シク挑戰的トナリタルヲ思ハシムル  
 モノアリ爲メ著シク我カ警察官ノ神經ヲ刺戟シ我居留民ノ間ニモ

朝鮮警察官ノ神經ヲ刺戟シ我居留民ノ間ニモ  
 支那軍警ノ我方ニ對スル舉措甚シク挑戰的トナリタルヲ思ハシムル  
 モノアリ爲メ著シク我カ警察官ノ神經ヲ刺戟シ我居留民ノ間ニモ  
 支那軍警ノ我方ニ對スル舉措甚シク挑戰的トナリタルヲ思ハシムル  
 モノアリ爲メ著シク我カ警察官ノ神經ヲ刺戟シ我居留民ノ間ニモ

支那官憲ノ暴戾日ヲ逐ウテ露骨ナラムトスルヲ痛憤スルノ餘リ實力  
 ヲ以テ積極的ニ之ニ對抗シ場合ニ依リテハ之ヲ膺懲スヘシトスルノ  
 激越ナル論ヲ爲ス者ヲ生シ彼我感情ノ赴ク所極メテ重大ナル危機ヲ  
 醸成スルノ惧アリ殊ニ昭和五年五月三十日龍井村及頭道溝ヲ中心ト  
 スル共產系不逞鮮人ノ暴動勃發シ支那側ノ治安維持ニ關スル能力全  
 然頼ムニ足ラサルコト曝露セラルルヤ我出先官憲ニ於テモ從來我方  
 ノ警察力足ラサル地方ニ於テハ支那側ニ於テ種々妨害ノ態度ニ出ツ  
 ルモ實力備ハレル地方ニ於テハ却テ事無キヲ得タル實情ニ鑑ミ支那  
 側ニ於テ完全ニ善政ヲ布キ得ルニ至ル迄ハ經費其他ニ付相當ノ犠牲  
 ヲ忍ヒテ迄モ支那側ニ頼ラス我方自ラ治安維持ニ任シ得ル程度ノ警  
 備力ヲ増加シ正當ナル既得ノ權益ノ擁護及鮮人保護ノ責務ヲ盡スコ

支那官憲ノ暴戾日ヲ逐ウテ露骨ナラムトスルヲ痛憤スルノ餘リ實力  
 ヲ以テ積極的ニ之ニ對抗シ場合ニ依リテハ之ヲ膺懲スヘシトスルノ  
 激越ナル論ヲ爲ス者ヲ生シ彼我感情ノ赴ク所極メテ重大ナル危機ヲ  
 醸成スルノ惧アリ殊ニ昭和五年五月三十日龍井村及頭道溝ヲ中心ト  
 スル共產系不逞鮮人ノ暴動勃發シ支那側ノ治安維持ニ關スル能力全  
 然頼ムニ足ラサルコト曝露セラルルヤ我出先官憲ニ於テモ從來我方  
 ノ警察力足ラサル地方ニ於テハ支那側ニ於テ種々妨害ノ態度ニ出ツ  
 ルモ實力備ハレル地方ニ於テハ却テ事無キヲ得タル實情ニ鑑ミ支那  
 側ニ於テ完全ニ善政ヲ布キ得ルニ至ル迄ハ經費其他ニ付相當ノ犠牲  
 ヲ忍ヒテ迄モ支那側ニ頼ラス我方自ラ治安維持ニ任シ得ル程度ノ警  
 備力ヲ増加シ正當ナル既得ノ權益ノ擁護及鮮人保護ノ責務ヲ盡スコ

支那警察官ノ一大増員ヲ行フコトハ必スヤ支那側ノ對抗的態度ヲ激  
スルノ増員ヲ以テスルモ能ク之ヲ排除シ得サルヘキノミナラス之カ  
爲メニ却テ彼我衝突ノ危険ヲ滋カラシメ匪賊ニ乗セラルルノ機會ヲ  
多カラシムヘキコト明白ニシテ大局上極メテ不得策ナリト認メタル  
ヲ以テ本省ニ於テハ同年六月十三日附ヲ以テ在間島總領事ニ對シ支  
那官憲ニシテ故無ク我權益及施設ヲ侵害シ又ハ濫リニ我警察官ノ任  
務遂行ニ妨害ヲ加フルカ如キ所爲アリタル場合ニハ嚴重之カ匡正ニ

ト絶對ニ必要ナリトノ意見ニ傾クニ至レリ

右ハ現地ニ臨ム者ノ立場上無理カラヌ所ナルヘキモ最近ノ支那官民  
ノ對日態度カ從來ト異リ相當強固ナル根柢ヲ有スルノ事實ニ鑑ミ此  
際我警察官ノ一大増員ヲ行フコトハ必スヤ支那側ノ對抗的態度ヲ激  
發スヘク其ノ場合先方ノ組織的妨害ヲ受クルニ於テハ現在員ニ數倍  
スルノ増員ヲ以テスルモ能ク之ヲ排除シ得サルヘキノミナラス之カ  
爲メニ却テ彼我衝突ノ危険ヲ滋カラシメ匪賊ニ乗セラルルノ機會ヲ  
多カラシムヘキコト明白ニシテ大局上極メテ不得策ナリト認メタル  
ヲ以テ本省ニ於テハ同年六月十三日附ヲ以テ在間島總領事ニ對シ支  
那官憲ニシテ故無ク我權益及施設ヲ侵害シ又ハ濫リニ我警察官ノ任  
務遂行ニ妨害ヲ加フルカ如キ所爲アリタル場合ニハ嚴重之カ匡正ニ

支那官憲ノ行動ヲ監視督勵シ常ニ克ク之ト連絡協調ヲ保持スルコト  
ニ努ムルト共ニ我警察權ノ行使ニ當リテハ最近ノ事態ニ鑑ミ一層慎  
重ニ舉措スルノ要アルヲ以テ  
令ノ趣旨ヲ一層徹底セシムルコト  
支那官民ニ對スル言語、態度及之カ處遇方等ニ付充分警察官ヲ指  
導教養スルト共ニ幹部ニ於テモ支那官憲トノ友好關係持續ニ意ヲ  
用フルコト  
必要ニ應シ警備ニ關スル情報ヲ支那側ニ通報シ又ハ地方治安狀態

努ムヘキハ勿論ナルモ實力ニ依リ現状ヲ打開セムトスルコトカ前記  
ノ如ク得策ニ非サルニ鑑ミ徒ラニ警察官ノ増員ニ期待スルコト無ク  
支那官憲ノ行動ヲ監視督勵シ常ニ克ク之ト連絡協調ヲ保持スルコト  
ニ努ムルト共ニ我警察權ノ行使ニ當リテハ最近ノ事態ニ鑑ミ一層慎  
重ニ舉措スルノ要アルヲ以テ  
令ノ趣旨ヲ一層徹底セシムルコト  
支那官民ニ對スル言語、態度及之カ處遇方等ニ付充分警察官ヲ指  
導教養スルト共ニ幹部ニ於テモ支那官憲トノ友好關係持續ニ意ヲ  
用フルコト  
必要ニ應シ警備ニ關スル情報ヲ支那側ニ通報シ又ハ地方治安狀態

(四) 情報ノ蒐集ニ一層意ヲ用ヒ以テ警察力ノ不足ヲ補フコトニ力ヲ竭  
 スコト  
 (五) 諸項ニ依リ善處スヘキ旨ヲ訓達スル所アリタリ(別紙第三號)  
 前記五月三十日暴動事件以後我警察ニ於テハ共產系不逞鮮人ノ檢舉  
 取締ニ全力ヲ竭スコトトナリ從ツテ支那側トノ連絡協調ニ關シテハ  
 更ニ一層意ヲ用フルノ必要ヲ見ルニ至リタル結果茲ニ間島問題ニ  
 關スル一般的交渉ヲ開始スルノ要ヲ認メ爾來我總領事館ニ於テハ一  
 方ニ於テ共匪ノ檢舉ニ努力スルト共ニ他方在奉天及吉林總領事館ト  
 相呼應シテ右一般交渉ヲ開始シタルカ此間ノ實情ニ付テハ別章ニ記

ニ關スル具体的事實ヲ指摘スル等ノ方法ニ依リ支那官憲ノ注意ヲ  
 喚起シ警戒取締ニ關シ適切ナル手配ヲ講セシムルコト  
 (四) 情報ノ蒐集ニ一層意ヲ用ヒ以テ警察力ノ不足ヲ補フコトニ力ヲ竭  
 スコト  
 (五) 諸項ニ依リ善處スヘキ旨ヲ訓達スル所アリタリ(別紙第三號)  
 前記五月三十日暴動事件以後我警察ニ於テハ共產系不逞鮮人ノ檢舉  
 取締ニ全力ヲ竭スコトトナリ從ツテ支那側トノ連絡協調ニ關シテハ  
 更ニ一層意ヲ用フルノ必要ヲ見ルニ至リタル結果茲ニ間島問題ニ  
 關スル一般的交渉ヲ開始スルノ要ヲ認メ爾來我總領事館ニ於テハ一  
 方ニ於テ共匪ノ檢舉ニ努力スルト共ニ他方在奉天及吉林總領事館ト  
 相呼應シテ右一般交渉ヲ開始シタルカ此間ノ實情ニ付テハ別章ニ記



別紙第一號

間島地方（琿春縣ヲ含ム）警察問題ニ關スル方針

（大正十年三月省議決定）

間島地方警察機關ハ左ノ制度及設備ニ基キ提示セラレタル人員ヲ以テ分散配置スルコト別表ノ如シ（別表略）

現在配置シアル各警察分署要員ノ撤退ハ民心ニ影響スル所大ナルヲ以テ飽迄存續シ分署ノ設置ヲ期セサルヘカラス

左記

一 權限及系統

（一）總領事ハ間島地方警察事務ニ就キ各分館主任ヲ指揮監督ス但シ緊急ノ必要アル場合ハ分館警察署長又ハ分署長ニ直接命令ヲ發スルコトヲ得

嚴シク注意スルニ付

三 朝鮮側トノ聯絡

間島地方警察事務ハ常ニ朝鮮側ト密接ニ聯絡ヲ保チ威鏡北海道茂山、

監視ス

察シ之カ取締及檢舉ヲ主眼トシ我威力ヲ示シ一面支那側ノ行動ヲ

二 任務

可ヲ受ケタル他ノ官廳ニ對シ直接通信ヲ爲スコトヲ得

ヲ掌ル

(一) 警察部長、警察署長、分署長ハ警察業務ニ就キ相互間並ニ認

總領事館ニ警察部ヲ置キ間島在勤ノ監視ヲ以テ警察部長ニ充ツ  
警察部長ハ總領事ノ命ヲ受ケ間島地方警察ニ關スル全般ノ事務

總領事館ニ置キ

(一) 警察部長ハ總領事ノ命ヲ受ケ間島地方警察ニ關スル全般ノ事務ヲ掌ル

監視ス

警察部長ハ總領事ノ命ヲ受ケ間島地方警察ニ關スル全般ノ事務ヲ掌ル  
警察署長ハ警察部長ノ命ヲ受ケ警察署ノ事務ヲ掌ル  
分署長ハ警察署長ノ命ヲ受ケ分署ノ事務ヲ掌ル  
警察官ハ警察署長ノ命ヲ受ケ警察官ノ職務ヲ履行ス



會寧、鐘城、穩城、訓戎、慶源、新阿山、慶興ノ警察署長ヲ「外務省兼務」トシ隨時事變ニ策應セシメ尙左記各所ニハ何時タリトモ出動シ得ヘキ準備ヲ爲セル豫備員ヲ駐在セシムルコトニ協定スルコト

鐘城三十名 茂山、穩城、訓戎各二十名

四 附屬諜報機關ノ活用

今回ノ増員警察官ハ甚タ少數ニシテ而モ分散箇所ノ數多キヲ以テ諜報機關ヲ擴張シ事件ヲ未然ニ偵知シ各署相互間並ニ朝鮮側軍隊及警察ニ通報シテ密接ナル聯絡ヲ保チ之ヲ警防スルヲ要ス  
諜報機關ノ擴張ノ要件トシテ機密費ノ増加ヲ要ス而シテ取締費ノ一部渡切費トシテ各館ニ配布スルノミナラス敏活ナル行動ヲ執ル

間諜機關ノ活用  
一 間諜機關ノ活用  
二 間諜機關ノ活用  
三 間諜機關ノ活用  
四 間諜機關ノ活用

一 間諜機關ノ活用  
二 間諜機關ノ活用  
三 間諜機關ノ活用  
四 間諜機關ノ活用  
五 間諜機關ノ活用  
六 間諜機關ノ活用  
七 間諜機關ノ活用  
八 間諜機關ノ活用  
九 間諜機關ノ活用  
十 間諜機關ノ活用

一、警察官の養成に關する調査報告書  
二、警察官の待遇に關する調査報告書  
三、警察官の勤務に關する調査報告書  
四、警察官の訓練に關する調査報告書  
五、警察官の服装に關する調査報告書  
六、警察官の健康に關する調査報告書  
七、警察官の生活に關する調査報告書  
八、警察官の娯樂に關する調査報告書  
九、警察官の職業に關する調査報告書  
十、警察官の地位に關する調査報告書  
十一、警察官の責任に關する調査報告書  
十二、警察官の權利に關する調査報告書  
十三、警察官の義務に關する調査報告書  
十四、警察官の懲罰に關する調査報告書  
十五、警察官の賞勵に關する調査報告書  
十六、警察官の退職に關する調査報告書  
十七、警察官の年金に關する調査報告書  
十八、警察官の遺族に關する調査報告書  
十九、警察官の遺骸に關する調査報告書  
二十、警察官の遺骨に關する調査報告書

附録三十の 欽山、蘇州、麗興等二十の

ハロイ

出願の...  
警察官の養成に關する調査報告書  
警察官の待遇に關する調査報告書  
警察官の勤務に關する調査報告書  
警察官の訓練に關する調査報告書  
警察官の服装に關する調査報告書  
警察官の健康に關する調査報告書  
警察官の生活に關する調査報告書  
警察官の娯樂に關する調査報告書  
警察官の職業に關する調査報告書  
警察官の地位に關する調査報告書  
警察官の責任に關する調査報告書  
警察官の權利に關する調査報告書  
警察官の義務に關する調査報告書  
警察官の懲罰に關する調査報告書  
警察官の賞勵に關する調査報告書  
警察官の退職に關する調査報告書  
警察官の年金に關する調査報告書  
警察官の遺族に關する調査報告書  
警察官の遺骸に關する調査報告書  
警察官の遺骨に關する調査報告書

為メ事後承認ヲ以テ隨機支出ヲ許スコト

五 警察官ノ教養及給與

増員警察官ハ可成三十歳未満ノ軍隊出身者ヲ採用シ平素軍隊訓練ヲ爲シ實彈射撃等ヲ實施シ武術奨勵ノ法ヲ設クヘシ(軍隊出身者採用ニ就キテハ朝鮮軍ト聯絡セハ相當人物ヲ得ラルル見込ナリ) 増加警察官ノ募集ハ當分ノ間單身赴任者タルヲ條件トス(現下ノ狀況上家族ノ携行ヲ許シ難キニ因ル) 總領事館警察署内ニ巡査教習所ヲ設ケ間島地方警察事務ニ必要ナル教育ヲ爲ス巡査ノ募集ハ總領事館警察部ニ於テ行フ

六 銃器彈藥ノ備付

警察署及分署ノ銃器ハ少クモ定員ニ支給スル小銃(一銃ニ付彈藥

- 二百發) 及拳銃(彈藥一銃ニ付五十發)ヲ備付ケ且豫備銃及同拳銃(定員ノ五分ノ一)及彈藥(一銃ニ付四百發拳銃ハ五十發)及警察署ニ機關銃ニヲ備付クルコト
- 補充銃器ハ軍隊撤退前ニ間島ニ到着スル如ク發送ス
- 七 廳舎、宿舍ノ特別設備
- 各分署ノ廳舎ハ(要スレハ宿舍モ)現状ニ於テハ煉瓦造等ニ改造スル時ハ却テ注意ヲ惹ク虞アルヲ以テ土壁ヲ圍ラスノ程度ニ止メ家屋防禦ニ利用スルヲ要ス
- 八 訓練及服務規定ノ制定
- 間島地方業務執行上必要ナル軍隊的訓練服務及事務ノ處理ニ關スル規程ヲ成ルヘク綱領ヲ逸セサル範圍ニ於テ簡單ニ制定シ服務ノ統一ヲ計ルヲ要ス

- 六 兵器彈藥ノ設備
- 兵器彈藥ノ設備ハ、陸軍ハ、中隊員ニ支給スル小銃(一銃ニ付彈藥一萬發)及拳銃(一銃ニ付彈藥五百發)ヲ備付ケ且豫備銃及同拳銃(定員ノ五分ノ一)及彈藥(一銃ニ付四百發拳銃ハ五十發)及警察署ニ機關銃ニヲ備付クルコト
- 補充銃器ハ軍隊撤退前ニ間島ニ到着スル如ク發送ス
- 七 廳舎、宿舍ノ特別設備
- 各分署ノ廳舎ハ(要スレハ宿舍モ)現状ニ於テハ煉瓦造等ニ改造スル時ハ却テ注意ヲ惹ク虞アルヲ以テ土壁ヲ圍ラスノ程度ニ止メ家屋防禦ニ利用スルヲ要ス
- 八 訓練及服務規定ノ制定
- 間島地方業務執行上必要ナル軍隊的訓練服務及事務ノ處理ニ關スル規程ヲ成ルヘク綱領ヲ逸セサル範圍ニ於テ簡單ニ制定シ服務ノ統一ヲ計ルヲ要ス

一、延吉道尹章啓槐ノ管下各縣知事ニ對スル密令

二、延吉道尹章啓槐ノ管下各縣知事ニ對スル密令

三、延吉道尹章啓槐ノ管下各縣知事ニ對スル密令

四、延吉道尹章啓槐ノ管下各縣知事ニ對スル密令

五、延吉道尹章啓槐ノ管下各縣知事ニ對スル密令

六、延吉道尹章啓槐ノ管下各縣知事ニ對スル密令

七、延吉道尹章啓槐ノ管下各縣知事ニ對スル密令

八、延吉道尹章啓槐ノ管下各縣知事ニ對スル密令

九、延吉道尹章啓槐ノ管下各縣知事ニ對スル密令

十、延吉道尹章啓槐ノ管下各縣知事ニ對スル密令

別紙第二號

延吉道尹章啓槐ノ管下各縣知事ニ對スル密令

(昭和三年十二月二十六日在間島總領事報告)

本官ハ當地ニ着任シ未タ一箇月ヲ經過セス且管内ノ事情ニ通セサル  
 モ延邊言論機關ノ輿論及地方行政機關ノ報告ヲ綜合スルニ延邊一帯  
 ニ於ケル日本領事館警察ハ中日條約ヲ無視シ警察權ノ行使、墾民取  
 扱ニ關シ毫モ考慮セス行動ヲ恣ニスルモノノ如シ隨テ彼等ハ恒ニ各  
 地方ニ横行シツツ我官憲ニ遭遇シ我方ヨリ行先並要務等ヲ尋ネラレ  
 タルトキハ言ヲ左右ニ托シ動モスレハ我官憲ニ侮辱ヲ加フルカ如キ  
 行爲アリ而シテ到ル處ニ於テ無智ナル墾民ニ對シ威力又ハ甘言ヲ以  
 テ種々ノ調査ヲ爲シ我權利ヲ侵害シツツアルハ實ニ遺憾ニ堪ヘサル

所ナリ察スルニ彼等ノ現今延邊地帯ニ於テ斯クノ如キ行動ヲ爲スニ  
 至リタルハ前任道尹ニ於テ多年彼等ト交際ヲ爲シタル關係上彼等ノ  
 行動ヲ往々黙認シタル結果ナリト認めラル如斯ナレハ延邊地方ハ近  
 キ將來ニ於テ全ク日本領土ト化スル虞アルヲ以テ本官ハ之カ防止策  
 トシテ左記各項ノ方法ヲ講究シ之ヲ各官ニ令スルヲ以テ各官ハ隸下  
 各機關ニ令達シ此目的ヲ達成セラレタシ  
 一 常ニ彼等ノ口實トスル獨立黨並共產黨ノ組織有無ヲ調査シ置キ此  
 等ノ團體無キ地方ニハ絶對的ニ日警ノ出張ヲ嚴禁スルコト  
 二 各警察保團ニ命シ日警ノ行動ヲ嚴重監視セシメ各種調査及地方横  
 行ヲ嚴禁スルコト  
 三 日警ニシテ我方ノ承諾ヲ受ケ地方ニ出張スルトキハ其ノ要務ヲ豫

改選後二號

所ナリ察スルニ彼等ノ現今延邊地帯ニ於テ斯クノ如キ行動ヲ爲スニ  
 至リタルハ前任道尹ニ於テ多年彼等ト交際ヲ爲シタル關係上彼等ノ  
 行動ヲ往々黙認シタル結果ナリト認めラル如斯ナレハ延邊地方ハ近  
 キ將來ニ於テ全ク日本領土ト化スル虞アルヲ以テ本官ハ之カ防止策  
 トシテ左記各項ノ方法ヲ講究シ之ヲ各官ニ令スルヲ以テ各官ハ隸下  
 各機關ニ令達シ此目的ヲ達成セラレタシ  
 一 常ニ彼等ノ口實トスル獨立黨並共產黨ノ組織有無ヲ調査シ置キ此  
 等ノ團體無キ地方ニハ絶對的ニ日警ノ出張ヲ嚴禁スルコト  
 二 各警察保團ニ命シ日警ノ行動ヲ嚴重監視セシメ各種調査及地方横  
 行ヲ嚴禁スルコト  
 三 日警ニシテ我方ノ承諾ヲ受ケ地方ニ出張スルトキハ其ノ要務ヲ豫

一、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 二、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 三、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 四、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 五、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 六、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 七、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 八、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 九、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 十、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト

一、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 二、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 三、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 四、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 五、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 六、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 七、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 八、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 九、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト  
 十、日警ニシテ日警ノ探偵ニ從事シ我機關ノ秘密ヲ密告スル者ニ對シテハ證據ヲ舉ケ嚴重處罰ノ上退去ヲ命スルコト

中華民國十七年十二月二日  
 兼延吉交涉員延吉道尹 章啓槐

昭和五年六月十三日附在間島總領事宛幣原外務大臣訓令  
間島地方ニ於ケル我警察權ノ行使ニ關スル件

最近貴地方ニ於テ我警察官及在留民ノ被害事件頻發シ更ニ又今回ハ  
共産系不良鮮人ノ暴行事件ノ起リタル爲貴地方ノ事態相當險惡ナル  
モノアルカ如ク此間ニ處スル貴官ノ御苦心ハ當方ニ於テモ深ク諒察  
スル所ナルカ右ニ就キ共産系不良鮮人事件ハ支那地方官憲ノ取締不  
充分ナルニ因ルモノト認メラレ此儘放任シ難キモノアルヲ以テ不取  
敢東三省及吉林省政府當局ニ警告ヲ發シ貴方ノ御手配ト相俟ツテ善  
後措置ニ遺漏無キヲ期シ度キ所存ナリ又其ノ他ノ事件即チ天圖鐵道  
列車襲撃事件、銅佛寺分署員殉職事件、大拉子分署襲撃事件及間島

別紙第三號

昭和五年六月十三日附在間島總領事宛幣原外務大臣訓令  
間島地方ニ於ケル我警察權ノ行使ニ關スル件

最近貴地方ニ於テ我警察官及在留民ノ被害事件頻發シ更ニ又今回ハ  
共産系不良鮮人ノ暴行事件ノ起リタル爲貴地方ノ事態相當險惡ナル  
モノアルカ如ク此間ニ處スル貴官ノ御苦心ハ當方ニ於テモ深ク諒察  
スル所ナルカ右ニ就キ共産系不良鮮人事件ハ支那地方官憲ノ取締不  
充分ナルニ因ルモノト認メラレ此儘放任シ難キモノアルヲ以テ不取  
敢東三省及吉林省政府當局ニ警告ヲ發シ貴方ノ御手配ト相俟ツテ善  
後措置ニ遺漏無キヲ期シ度キ所存ナリ又其ノ他ノ事件即チ天圖鐵道  
列車襲撃事件、銅佛寺分署員殉職事件、大拉子分署襲撃事件及間島





努ムヘキハ勿論ナルカ貴地一部在留民ノ主張スルカ如ク此際我警察官ノ一大増員ニ依リ積極的ニ支那側ニ對抗セムトスルカ如キハ今日ノ情勢上到底行ハレ難キ所ナルノミナラス我權益ノ確保上決シテ所期ノ效果ヲ收ムル所以ニ非ス即チ我警察力ハ廣キ區域ニ亘リ分散配置ヲ要スル關係上支那軍警ヨリ組織的妨害ヲ受クルニ於テハ現在員ニ數倍スルノ増員ヲ以テスルモ之ニ對抗スルコト殆ント不可能ナルヘキノミナラス之カ爲却テ彼我警察官衝突ノ危險ヲ滋カラシメ其ノ間馬賊及鮮人匪賊ニ乘セラルルノ機會益々多キヲ加ヘ遂ニハ收拾スヘカラサル事態ニ陥ルヘキコト想察ニ難カラサル所ナリ尤モ錢ニ電報申進ノ通り近ク貴館ニ對シ巡查二十名ヲ増員スル豫定ナルカ右ハ不良鮮人取締等ニ關スル手配上警察力手薄ノ爲往々不測ノ結果ヲ見

...



大正十一年九月四日附前記訓  
令第一、二及三項ノ趣旨ヲ一層徹底セシムルコト即チ(一)鮮人匪賊  
又ハ共產主義運動者及殺人強盜等重大犯罪ノ檢舉以外輕微ナル普  
去ラサルモノノ如シ之等ノ點ニ關シテハ今後一層注意ヲ要スルモノ  
ト認メラル

貴地方ニ於ケル我警察權ノ行使上ノ注意ニ關シテハ客年九月四日附  
訓達ノ次第アルモ最近ノ事態ニ願ミ今後特ニ慎重ニ舉措スルノ要ア  
リト認メラルルニ付貴館警察官ニ對シ日常ノ任務遂行ニ當リテハ左  
記各項ノ方針ヲ体シ遺漏無カラシムル様充分御示達相成度此段申進  
ス

記

未開放地ニ於ケル我警察權ノ行使ニ就テハ客年九月四日附前記訓

令第一、二及三項ノ趣旨ヲ一層徹底セシムルコト即チ(一)鮮人匪賊

又ハ共產主義運動者及殺人強盜等重大犯罪ノ檢舉以外輕微ナル普

又ハ世帯主... 令於一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

通犯罪又ハ行政犯ニ對シテハ成ルヘク手ヲ出ササルコト(二)犯人檢  
舉ニ際シテハ他ニ實害ナキ限リ豫メ支那當局ニ通知スル程度ノ妥  
協的態度ニ出ツルコト(三)刑事被告人又ハ被疑者タル朝鮮人ノ押送、  
令狀ノ執行又ハ逮捕ニ當リテハ成ルヘク支那側ニ目立タサル方法  
ヲ講スルコト等ノ諸點ニ付キ一層之カ勵行ヲ期スルコト

ニ我警察官中ニハ支那ノ事情又ハ語學ニ通セサル者アリ之カ爲自然  
支那官民ト意思ノ疎通ヲ缺キ些細ナル原因ヨリ意外ノ事端ヲ惹起  
シタル事例尠カラズ又地方ニ於ケル鮮支人間ノ紛争事件ニ對スル  
處置振ヲ見ルニ我警察官ハ動モスレハ事情ヲ究メスシテ直チニ鮮  
人側ヲ支持シ又ハ時ニ支那人側ヲ威嚇セムトスルカ如キ態度ニ出  
テタル爲支那側ノ反感ヲ買ヒ却テ事ヲ紛糾セシメタル事例無キニ

支那の支那官民ニ對スル言語態度及處遇方等ニ付キ充分警  
察官ヲ指導教養スルノ要アルト共ニ公館長及警察署長等ノ幹部ニ  
於テモ平素支那官憲及軍隊等ト密接ナル接觸ヲ保チ友好關係ノ維  
持ニ意ヲ用ウル必要アリ  
(特ニ支那側ト接觸ノ機會多キ分署長ニ在リテハ前記ノ必要最モ  
大ナルモノアルモ經費ノ關係ヨリ自然引込主義ニ陥リ支那側トノ  
交際意ノ如クナラス連絡協調上遺憾ノ點尠カラサルヤニ認めラル  
ルニ付本年度内ニ於テ警察渡切費分署一箇所平均月額二十圓ノ割  
ニテ増額方近ク取計フヘク本件ニ關シテハ別ニ訓達スヘシ)  
豫防警察上馬賊、鮮人匪賊及共產主義者等ノ動靜ニ關スル情報ハ  
必要ニ應ジ支那側ニ通報シ支那官憲ヲシテ事前ニ適切ナル警戒取

非ス依テ此際支那官民ニ對スル言語態度及處遇方等ニ付キ充分警  
察官ヲ指導教養スルノ要アルト共ニ公館長及警察署長等ノ幹部ニ  
於テモ平素支那官憲及軍隊等ト密接ナル接觸ヲ保チ友好關係ノ維  
持ニ意ヲ用ウル必要アリ  
(特ニ支那側ト接觸ノ機會多キ分署長ニ在リテハ前記ノ必要最モ  
大ナルモノアルモ經費ノ關係ヨリ自然引込主義ニ陥リ支那側トノ  
交際意ノ如クナラス連絡協調上遺憾ノ點尠カラサルヤニ認めラル  
ルニ付本年度内ニ於テ警察渡切費分署一箇所平均月額二十圓ノ割  
ニテ増額方近ク取計フヘク本件ニ關シテハ別ニ訓達スヘシ)  
豫防警察上馬賊、鮮人匪賊及共產主義者等ノ動靜ニ關スル情報ハ  
必要ニ應ジ支那側ニ通報シ支那官憲ヲシテ事前ニ適切ナル警戒取



補フ上ニ於テ最モ緊要トスル所ナルヲ以テ今後一層此方面ニ工夫  
ヲ凝スコトヲ要ス

以上

（以下に...